

三重県防災対策推進条例（仮称）について

1 現状及び課題

（１）現状

三重県では、東海地震に係る地震防災対策強化地域の見直しが行われたこと（平成14年4月24日内閣府告示）また、今世紀前半に発生が予想される東南海・南海地震防災対策推進地域に県全域が指定された（平成15年12月17日内閣府告示）ことから、県民の皆さん、事業者及び行政がそれぞれ役割分担しながら、地震対策を推進していくため、平成16年3月に「三重県地震対策推進条例」を制定しました。

（２）課題

近年、全国的に集中豪雨や台風による土砂災害等の風水害が増加しています。本県においても平成16年の台風21号による豪雨災害により甚大な被害が発生しており、「自助・共助・公助」の理念のもと、新たな知見や対策を加え、各主体の連携による風水害を含めた防災対策の推進が必要です。

2 条例改正の趣旨

（１）平成21年は、本県にも甚大な被害を与えた伊勢湾台風から50年を迎える年であり、近年全国的にも集中豪雨等による災害が頻発していることから、地震対策推進条例を風水害対策を含めた自然災害全般を対象とし、水害発生時の避難や適正な森林管理などを新たに規定していきます。

（２）基本理念として、「自助・共助・公助」の考えを掲げ、各主体が互いの理解と連携のもと、防災対策を推進していくため、現行の総則での規定に止まらず、予防対策、応急対策、復興対策においても各主体の責務及び役割を分かりやすく明記した条例に改正します。また、自主防災組織の責務及び市町の役割についても、新たに規定していきます。

（３）防災対策において、新たな課題である災害時要援護者への支援、孤立地区対策、避難対策などについても、明文化していきます。

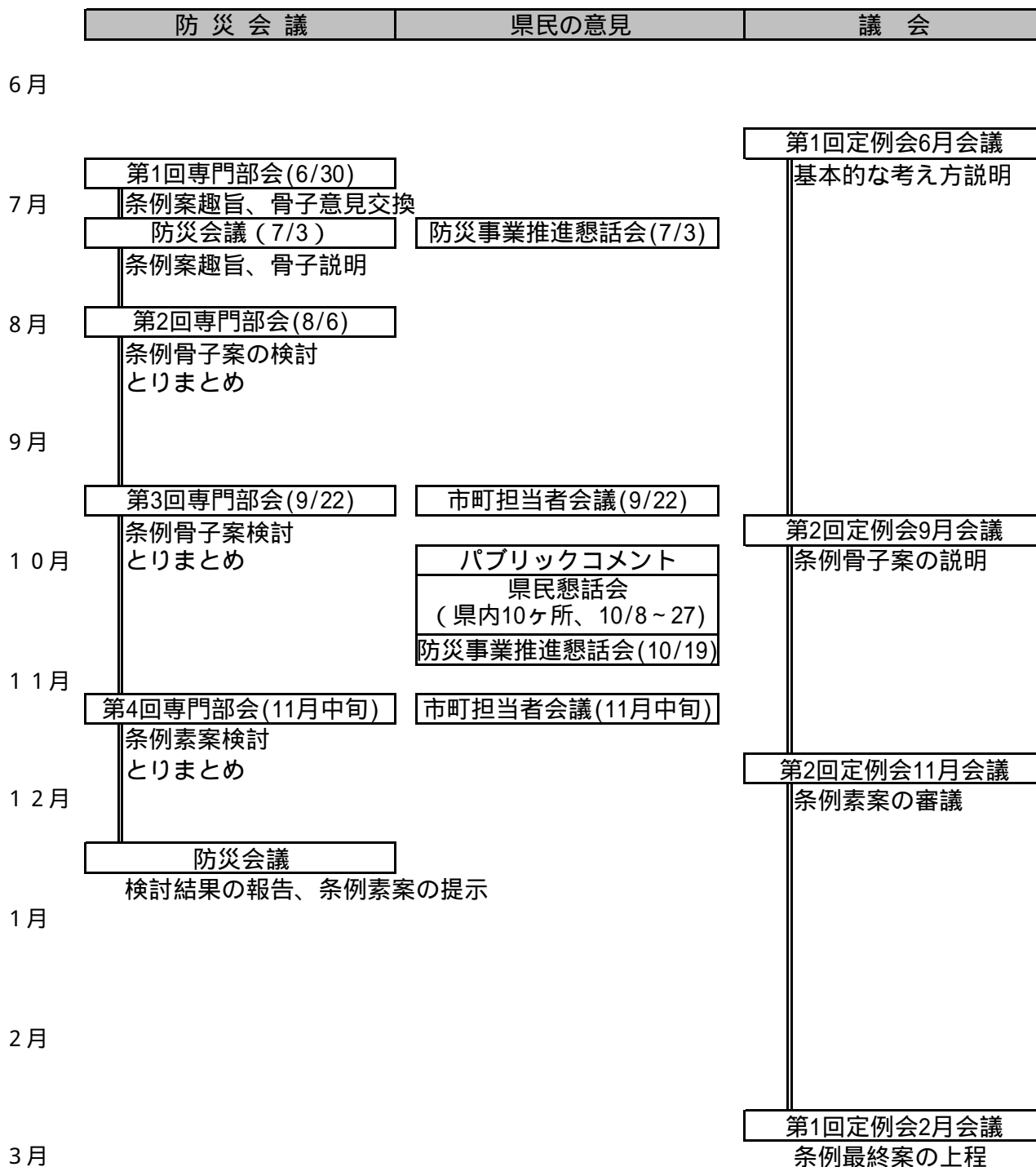
（４）9月26日を「風水害対策の日」と定め、現行の12月7日の地震防災の日と合わせ、防災対策のより一層の充実を図ります。

3 対応スケジュール

平成21年第1回定例会への上程を予定しています。

また、平成20年9月以降、市町担当者の皆様への説明会及び意見交換会を順次実施させていただくとともに、県民の皆様との懇話会、パブリックコメントを実施しています。

三重県防災対策推進条例（仮称）策定スケジュール



災害に強い三重県づくりを目指して

防災風土の広がり・地域防災力の向上

防災対策の推進

H14年4月東海地震に係る地震防災強化地域が見直され、県内市町が新たに指定

H15年12月東南海・南海地震防災対策推進地域に、県内全市町が指定

近年、全国各地でゲリラ豪雨が多発！

H16年の台風21号では、県内にも甚大な被害発生！

H21年は伊勢湾台風から50年。防災意識の継承を図る絶好の契機！

三重県地震対策推進条例

風水害対策を含めた自然災害全般を対象とする条例へ改正

三重県防災対策推進条例(仮称)

☆条例改正の趣旨

- 「自助・共助・公助」の理念のもと、県民・自主防災組織・事業者・行政の各主体が互いの役割を理解し協働して対処することが必要であることから、各主体の役割をわかりやすく明記。
- 防災対策における新たな課題や知見を改正に反映。

☆主な改正点

- 前文
 - ・ 事前対策の重要性
 - ・ 複合型災害への対応
- 総則
 - ・ 基本理念の制定
 - ・ 自主防災組織の責務、市町の役割
 - ・ 財政上の措置等
 - ・ 風水害対策の日の新設

- 予防対策
 - ・ 地形等災害関連情報の収集及び理解（県民の責務、自主防災組織の責務）
 - ・ 災害時要援護者からの情報提供（県民の責務）
 - ・ 適正な森林管理（県民の責務、事業者の責務、県の責務及び市町の役割）
 - ・ 災害時要援護者の支援体制（自主防災組織の責務、県の責務及び市町の役割）
 - ・ 避難の勧告又は指示等への対応の準備（自主防災組織の責務）
 - ・ 職員への訓練等（県の責務）
 - ・ 防災情報の収集及び伝達体制の整備（県の責務）
 - ・ 物資の計画的な備蓄（県の責務）
 - ・ 危険箇所の周知（県の責務及び市町の役割）
 - ・ 避難計画の策定（県の責務及び市町の役割）
 - ・ 孤立地区対策（県の責務及び市町の役割）
 - ・ 医療救護体制の整備（県の責務及び市町の役割）
- 応急対策
 - ・ 災害発生時等における避難（県民の責務）
 - ・ (集中豪雨時等の) 自動車の使用の制限等（県民の責務）
 - ・ 避難対策（県の責務及び市町の役割）
 - ・ 災害時発生時における精神保健活動の体制確立（県の責務）
- 復旧復興対策（県民の責務、自主防災組織の責務、事業者の責務）
- 雑則
 - ・ 県民等の意見（知事の自発的な意見聴き取り）